

## 平成24年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況（平成25年9月13日～平成26年3月31日）

### 1. 監査のテーマ

出資団体に係る財務に関する事務の執行について

### 2. 監査の実施期間

平成24年7月1日から平成25年1月28日まで

### 3. 監査の結果及び意見の件数

区分	内容	報告件数	担当課（室）別件数
監査の結果 【地方自治法第252条の37第5項】	是正、改善が求められるもの	19件	19件
監査の意見 【地方自治法第252条の38第2項】	監査の結果には該当しないが、市の組織及び運営の合理化に資するため、改善が望まれるものなど監査の結果に関する報告に添えて提出される意見	37件	53件

※監査の意見に対し、担当課（室）が複数ある場合があるため、報告件数と担当課（室）別件数は合致しません。

#### 4. 対応状況

監査の結果及び意見に対する担当課（室）別の対応状況は下記のとおりです。（※講じた措置の内容等は別紙「平成24年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について」のとおり）

担当課（室） （監査対象出資団体）	監査の結果						監査の意見					
	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)
総務部行政総務室	0	0	0	0	0	0	6	6 (100%)	0	0	0	0
人権文化部人権政策室	8	8 (100%)	0	0	0	0	16	16 (100%)	0	0	0	0
（国際交流協会）	3	3 (100%)	0	0	0	0	11	11 (100%)	0	0	0	0
（男女財団）	5	5 (100%)	0	0	0	0	5	5 (100%)	0	0	0	0
都市計画推進部まちづくり総務室 （住宅協会）	6	4 (66.7%)	1 (16.7%)	1 (16.7%)	0	0	9	5 (55.6%)	4 (44.4%)	0	0	0
都市計画推進部市街地整備課 （豊中都市管理）	0	0	0	0	0	0	8	6 (75%)	2 (25%)	0	0	0
教育委員会スポーツ振興課 （スポーツ事業団）	5	5 (100%)	0	0	0	0	14	12 (86%)	2 (14%)	0	0	0
合 計	19	17 (89.5%)	1 (5.3%)	1 (5.3%)	0	0	53	45 (85%)	8 (15%)	0	0	0

（凡例）

措置済 … 監査の結果・意見に対し、措置が完了又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの。

対応中 … 監査の結果・意見に対し、現在、具体的な対応方針・内容を検討中であるもの。

不措置 … 監査の結果・意見に対し、結果及び意見の対象が消滅したために措置する必要がなくなったもののほか、合理的な理由により対応しないもの。

未着手 … 監査の結果・意見に対し、対応を全く行っていないもの。

相違 … 監査の結果・意見に対し、市としては適切な処理であると認識しているもの。

## 5. その他

担当課（室）とは監査の結果及び意見に対し、措置を講じる課（室）のことです。また、出資団体に対する監査の結果報告に伴う措置については、出資団体との連絡調整を所管する課（室）が当該団体から措置等の状況を聴き取り、担当課（室）として報告しています。

なお、出資団体について本報告書において下記のとおり表記しています。

その他、対応中のものについては、引き続き、是正、改善に向け取り組みを行い、措置を講じたときは改めて報告します。

正式名称	本報告書における表記
公益財団法人とよなか国際交流協会	国際交流協会
財団法人とよなか男女共同参画推進財団	男女財団
一般財団法人豊中市住宅協会	住宅協会
豊中都市管理株式会社	都市管理
公益財団法人豊中市スポーツ振興事業団	スポーツ事業団

平成24年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について(平成25年9月13日～平成26年3月31日)

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課(室)	進捗状況	措置の内容又は対応の状況(平成26年3月31日現在)
<b>出資団体全般に係る事項</b>								
11	29ページ	指定管理業務における修繕費の取扱いについて	<p>現状の年度協定書や仕様書の負担区分の規定では、修繕を先送りすれば、その分指定管理者の支出が抑えられ、仮に、修繕を先送りしたことでさらに施設等の状態が悪化し、修繕費が多額になれば、市の負担で修繕を行うことになる可能性が高くなることから、指定管理者としては、積極的に修繕を行う誘因に乏しい。</p> <p>この点、例えば、指定管理者に支払う指定管理料に修繕費の予算をあらかじめ含めるのではなく、別枠で実費精算とするなど、施設等の修繕についての取扱いを指定管理者が積極的に対応しやすい方法に改めることが望ましい。</p>			○ 行政総務室	措置済	指定管理者制度導入施設における修繕費の執行状況の分析、他市状況の調査を踏まえ、所管部局との調整を行い、次期指定管理期間から指定管理委託料のうち修繕費相当額については清算方式へと変更することとしました。なお、変更に伴い、平成26年3月に「新・指定管理者制度導入に関する指針」などの指定管理者制度にかかる各種ガイドラインの改正を行いました。
<b>豊中市管理</b>								
38	84ページ	代表取締役の人选について	<p>見直し指針にも記載があるように、「会社の経営責任の明確化及び市の関与の適正化」は、豊中市管理にも当てはまる重要事項であり、本来は株主との関係で例外が認められる性質のものではない。</p> <p>したがって、市は、他の出資者の合意を得られるのであれば、再開発ビルの運営に長けた適任者を代表取締役とするよう検討すべきである。</p>			○ 市街地整備課	措置済	豊中市管理の取締役会において本監査結果の報告が行われ、他の出資者より派遣された役員から、副市長が代表取締役を継続するよう求める強い意向が示されたため、会社設立時の出資者の意向と合意にもとづき、現況を継続することとします。
<b>スポーツ事業団</b>								
50	106ページ	飲料水等自動販売機の設置に係る使用料の見直しについて	<p>平成23年2月、市は、自動販売機の設置に際しては、原則として事業者の公募を行い、より高い額を提案した事業者による設置を認めることとした。</p> <p>上記の取扱いにも関わらず、教育委員会は、所管の体育施設については、「従前から自動販売機の売上収入を指定管理者が得、それを施設の管理運営経費に充当することにより、当市の公共の福祉の増進に還元」されていることを理由として、公募を行わず、指定管理者が自動販売機を設置することを認めている。</p>			○ スポーツ振興課	措置済	体育施設に設置している自動販売機に係る目的外使用料については、他部局において自動販売機設置事業者を公募選定している事例を参考に平成26年度から使用料の見直しを行うこととしました。なお、見直しにあたっては、『行政財産の目的外使用に係る基準』に基づき、激変緩和措置として現行使用料の1.5倍を適用するものとします。平成28年度以降については、基準に基づき市が設置事業者の公募を行うこととします。